

川崎市公告第862号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和8年5月29日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例（昭和22年条例第33号）第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

令和8年5月15日

川崎市長 福田紀彦

調書	種類	登録番号	場所
R7-01	普通自動車 フォード フィエスタ 茶色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91
R7-11	軽自動車 日産 クリッパー 白色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 87